

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬を算定します。

区分	加算点数
・ 初診	1 点
・ 再診（3 ヲ月に 1 回）	1 点

正確な情報を取得・活用するために、月に一度のマイナ保険証によるオンライン資格確認等の活用にご協力をお願いします。

ひらた中央病院附属中島医院